

(制定の主旨)

第1条 一般社団法人日本口腔衛生学会認定医制度規則(以下「規則」という)の施行にあたって、規則に定めた事項のほかは一般社団法人日本口腔衛生学会認定医制度施行細則にしたがって運営する。

(認定医認定部会)

第2条 認定医認定部会(以下「部会」という)の委員の委嘱は、保健活動領域と臨床領域を考慮して、また、歯科大学関係者、歯科保健行政関係者、歯科診療所関係者を考慮して行う。

2. 委員は認定医または専門医から選出し、部会委員の半数程度は指導医とする。

第3条 部会は、半数以上の委員の出席で会議を開催する。

2. 部会の議事は、規則で定めるほかは部会長を除く出席委員の過半数で決する。可否同数のときは部会長の決するところによる。

(認定単位の算定)

第4条 規則第8条(2)に定める会員の有無及び会員歴は、会費の納入年度をもって把握する。

第5条 規則第8条(3)に定める単位数の算定は、申請年度の4月1日より起算して過去10年間のものとし、以下の各号に従う。

(1) 地域歯科保健活動経験は、以下の経歴それぞれを10単位とする。ただし、eについては5単位とする。

a. 地域の行政へ委員等として2年間活動に参画し、住民の健康と福祉に貢献した経歴を有する。

b. 歯科医師会等の役員、委員として2年間地域保健に関する委員会の活動に参画し、住民の健康と福祉に貢献した経歴を有する。

c. 学校歯科医として2年間学校歯科保健活動に従事し、児童生徒の健康に貢献した経歴を有する。

d. 市町村、事業所等の歯科保健活動に2年間従事し、対象集団の健康に貢献した経歴を有する。

e. 保健所等歯科保健行政機関に1年間常勤し、住民の健康と福祉に貢献した経歴を有する。

(2) 口腔衛生学(口腔保健学)に関連する臨床経験は、2年以上計画的に経過観察し患者の健康に貢献した症例については症例1例を5単位とする。

(3) 歯科大学(大学歯学部を含む、以下同じ)、歯科衛生士学校等で口腔衛生学(口腔保健学)に関連する教育指導を受け持った経歴は、1年間あたり常勤者では5単位、非常勤者では年間を通じ1科目あたり2単位とする。

第6条 規則第8条(4)に定める単位数の算定は、申請年度の4月1日より起算して過去10年間のものとし、以下の各号に従う。ただし、同条(4)における「研修会参加」とは本条の(1)を、「学会参加」とは本条の(2)を指す。

(1) 研修会等に参加し研修を修了した者。

a. 一般社団法人日本口腔衛生学会が主催する認定研修会 1研修会につき10単位。

b. 一般社団法人日本口腔衛生学会が主催する地域口腔保健実践者研修会 1研修会につき5単位。

c. その他部会が認定する口腔衛生学(口腔保健学)関連の学術研修会等 1研修会につき1単位。

(2) 学会会員として以下の学会に参加した者。

a. 一般社団法人日本口腔衛生学会学術大会 1回5単位。

b. 一般社団法人日本口腔衛生学会関連の学会や研究会など(旧・地方会) 1回3単位。

c. その他部会が認定する口腔衛生学(口腔保健学)に関連する学会 1回3単位。

(3) 歯科大学の口腔衛生学(口腔保健学)に関連する講座あるいは部会が認定する研究機関・研究会に定期的継続的に参加し研修した者。

a. 大学院生等で常時研修した場合 1年間で5単位。

b. 月1回以上定期的に開催される研修に1年間継続して参加した場合 1年間で2単位。

第7条 規則第8条(5)に定める単位数の算定は、申請年度の4月1日より起算して過去10年間のものとし、以下の各号に従う。

(1) 研究論文、症例報告等を本学会誌あるいは部会が認定した雑誌等に公表した者。

a. 筆頭著者 1論文(報告)ごとに10単位。

b. 他の著者 1論文(報告)ごとに5単位。

(2) 部会が認定した総説(共著書の一部を分担執筆を含む)、啓発・解説書を公表した者。

a. 単独執筆あるいは筆頭著者 1論文ごとに10単位。

b. 共同執筆で筆頭著者以外の者 1論文ごとに5単位。

(3) 日本学術会議協力学術研究団体において学術発表した者(含む共同報告者)。

a. 一般社団法人日本口腔衛生学会(一般社団法人日本口腔衛生学会関連の学会や研究会など(旧・地方会)を含む)における発表者 1発表ごとに5単位。

b. a以外の学会 1発表ごとに2単位

第8条 規則第8条(6)に定める単位数の算定は、申請年度の4月1日より起算して過去10年間のものとし、「一般社団法人日本口腔衛生学会認定医指導育成指針」により指導医による証明が得られた者とする。

(申請書類)

第9条 認定申請書類のうち様式を定めるものは、様式に従う。

2. 規則第8条(5)に該当する論文等は、別刷あるいは写しを1部添付する。

(認定審査等)

第10条 規則第10条で定める審査は、少なくとも年1回行う。審査の期日・場所等は開催日より30日以上前に本人に宛てて文書で通知する。

2. 規則第10条第2項に定める試験審査は、部会の複数の委員によって行う。

第11条 認定の審査は、部会の委員全員で行う。

2. 審査の結果は、理事会に報告し承諾を得、結果決定後30日以内に本人に宛てて文書で通知する。

第12条 審査の結果、認定医と認められた者は、規則第11条に定める手続きを結果決定後3か月以内に行う。正当な理由がなく3か月以内に行われない場合は、認定を取り消す。

(認定にかかる費用)

第13条 規則第9条、第11条及び第14条に定める費用は、以下の通りとする。

(1) 認定審査料 1回 11,000円

(2) 認定登録料(認定証発行を含む) 初回登録時のみ 16,000円

(3) 認定更新料(認定証発行を含む) 1回 11,000円

2. 紛失・記載事項変更等により認定証再発行を希望する場合は、認定証再発行料2,000円を添えて申請書とともに学会理事長あてに申し込むものとする。

(研 修)

第14条 一般社団法人日本口腔衛生学会は、本施行細則第6条(1)aに定める一般社団法人日本口腔衛生学会認定研修会等を少なくとも年1回開催する。

2. 開催にかかる費用は、研修参加者から受講料等として徴収できる。

(その他)

第15条 本施行細則の改廃は、理事会において議決し、社員総会、会員総会に報告する。

附 則

1 本施行細則は、平成12年4月1日から施行する。

2 規則の施行にあたり、規則附則第2条に定める暫定措置は、本施行細則にも適用する。

3 本施行細則は、平成14年9月14日から施行する。

4 本施行細則は、平成16年9月18日から施行する。

5 本施行細則は、平成21年10月10日から施行する。

6 本施行細則は、平成23年5月21日から施行する。

7 本施行細則は、平成24年5月26日から施行する。

8 本施行細則は、平成25年5月16日から施行する。

9 本施行細則は、平成28年5月29日から施行する。第13条で定める費用については平成29年4月1日より適用とする。

10 本施行細則は、令和3年5月27日から施行する。なお、令和3年中における認定医の新規申請および更新に関しては従前の例による。

11 本施行細則は、令和4年5月13日から施行する。